EX-99.3 5 dex993.htm LETTER FROM RICHARD H. WALKER

Exhibit 99.3

Richard H. Walker
General Counsel

Deutsche Bank AG
Legal Department
60 Wall Street, MS NYC60-3601
New York, NY 10005

Tel 212-250-8200
Fax 212-797-4569

richard.h.walker@db.com

January 29, 2008

Mr. Gary C. Dunton
Chief Executive Officer and President
MBIA Inc.
113 King Street
Armonk, NY 10504

Dear Gary:

I have concluded that I should resign from MBIA's Board. I do so with great regret and only after very careful consideration of the interests of both MBIA and Deutsche Bank.

When I joined MBIA's Board in 2006, existing business relationships between MBIA and Deutsche Bank provided no basis to believe that I would be unable to give both institutions my full attention and undivided loyalty. Given the events of the past week, however, I am now in a position where I can no longer be confident that continuing to act on behalf of both institutions will not lead to the possibility of an appearance that I may have reason to favor one over the other on a matter of great importance to both. In these circumstances, my ability to continue to act on behalf of either institution may be constrained. Given the importance of restoring credibility in the marketplace, I would not want my role to become a distraction to ongoing efforts to achieve this goal.

I am proud to have been associated with MBIA, and I would have liked to continue serving on MBIA's Board. I leave the Board with great affection for all my fellow directors and with appreciation for their wisdom and dedication. I would also be remiss if I did not applaud the exceptional MBIA staff. I am confident that this top-flight staff, with the Board's support, will guide MBIA to future successes.

Sincerely,

Richard H. Walker

cc: Members of the Board of Directors

事件番号　平成 20年(ワ)第 16643号

建物明渡等 請求事件

原告　　㈱ＭＡＫＫＳ　島崎美保子

被告　　ドイツ証券㈱　ディーパック　モージャニィ（ＤｅｅｐａｋＭｏｏｒｊａｎｉ）

口頭弁論期日呼出及び答弁書催告状

平成20年6月26日

被　告　ディーパック　モージャニィ（ＤｅｅｐａｋＭｏｏｒｊａｎｉ）　殿

東京地方裁判所民事第３７部ろＡ係

裁判所書記官　吉　田　知恵子

電話番号　03-3581-5837(直通)
内線（3676)

FAX番号　03-3592-9461

頭書の事件について，原告から訴状が提出されました。当裁判所に出頭する期日及び場所は下記のとおり定められましたから，出頭してください。

なお，訴状を送達しますから，下記答弁書提出期限までに答弁書を提出してください。

記

期　　日　　平成20年7月23日午前10時00分
口頭弁論期日

出　頭　場　所　　当裁判所民事第３７部５１３号法廷（５階）

答弁書提出期限　　平成20年7月16日

（出頭の際には，この呼出状を上記場所で示してください。）

副本

訴　　状

平成２０年６月18日

東京地方裁判所民事部　　御中

原告訴訟代理人
弁　護　士　　金　　森　　浩　　児

〒１０７－００５２　　東京都港区赤坂六丁目１０番９号
原　　告　　株式会社ＭＡＫＫＳ
代表者代表取締役　　島　　崎　　晃　　子

〒１０７－００５２　　東京都港区赤坂六丁目１０番９号－３０１
原　　告　　島　　崎　　美　　保　　子
上記法定代理人後見人　　島　　崎　　國　　浩

（送達場所）
〒１０５－０００１　東京都港区虎ノ門３丁目２０番４号
虎ノ門鈴木ビル２階　神谷町セントラル法律事務所

電話　03-3433-4500　FAX　03-3433-4530
原告両名訴訟代理人
弁　護　士　　金　森　浩　児
同　　小　川　秀　次
同　　黒　柳　知　佳　子
同　　奥　島　健　二

〒１００－６１７１　東京都千代田区永田町二丁目１１番１号
山王パークタワー
被　　告　　ドイツ証券株式会社
代表者代表取締役　　デイビッド・ハット

〒１０７－００５２　東京都港区赤坂６丁目１０－９－２０１
被　　告　　ディーパック モージャニィ
（Deepak Moorjani）

建物明渡等請求事件

訴訟物の価額　　金４１２万６３５３円
貼用印紙額　　金２万６０００円
（計算式）94125200÷638.57×42.42÷2＋1000000＝4126353

第１　請求の趣旨

１　被告ドイツ証券株式会社は、原告株式会社ＭＡＫＫＳに対して、別紙物件目録記載の建物を明け渡せ。

２　被告ディーパック モージャニィ（DeepakMoorjani）は、原告島﨑美保子に

対して、別紙物件目録記載の建物を明け渡せ。

3　被告ドイツ証券株式会社は、原告株式会社ＭＡＫＫＳに対して、金１９万５０５７円及び平成２０年１月１日から別紙物件目録記載の建物の明渡済みまで一か月金５７万６０００円の割合による金員を支払え。

4　被告ディーパック モージャニィ（DeepakMoorjani）は、原告島﨑美保子に対して、平成１９年１０月１１日から別紙物件目録記載の建物の明渡済みまで1か月金２８万８０００円の割合による金員を支払え。

5　被告らは、原告らに対して、連帯して、金１００万円及びこれに対する平成１９年１０月１１日から支払い済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。

6　訴訟費用は被告らの負担とする。

7　仮執行宣言

第２　請求の原因

第１　当事者

1　原告島﨑美保子（以下「原告」という）は、別紙物件目録記載の建物（以下「本件建物」という）の所有者であり、原告株式会社ＭＡＫＫＳ（以下「原告会社」という）は、原告から、本件建物の運用及び管理の委託を受けている株式会社である。

2　被告ディーパック モージャニィ（DeepakMoorjani、以下「被告」という）は、被告ドイツ証券株式会社（以下「被告会社」という）に雇用されている（あるいはされていた）者であり、本件建物を被告会社から社宅として提供され、本件建物に居住しているものである。

第２　賃貸借契約

1　原告会社と被告会社は、概要下記内容の賃貸借契約（以下「本件賃貸借契

約」という）を締結した。

記

（1）　契約締結日　　平成１８年９月２６日

（2）　賃貸目的物　　本件建物

（3）　使用目的　　住居

（4）　入居者　　被告

（5）　賃料　　月額金２２万８０００円（一か月未満は日割）

（6）　賃貸借期間　　平成１８年１０月８日乃至平成２０年１０月７日

（7）　期間内解約　　賃借人は一か月前までに文書で通告することで解約出来る。

（8）　明渡等　　本件賃貸借契約の終了までに、被告会社は自らの負担で被告を立ち退かせる。

（9）　損害金　　被告会社が、本件賃貸借契約終了までに本件建物を明け渡さないときは、本件賃貸借契約終了の翌日から明渡し完了に至るまで賃料の倍額に相当する損害金を支払う。

（10）　クリーニング　　本件建物退出時のクリーニング費用は、被告会社の負担とし、原告会社の指定業者に委託する。

２　原告会社は、上記賃貸借期間開始までに、本件建物を被告会社に使用させ、被告会社は、被告にこれを使用させている。

第３　解約申入

１　被告会社は、平成１９年９月１１日付文書により、平成１９年１０月１０日をもって、本件賃貸借契約を解約する旨の通知をした。

２　これにより、本件賃貸借契約は同日をもって終了した。

３　ところが、被告会社は、現在も被告に本件建物を占拠させて、本件建物の明

渡しを履行していない。

第４　賃料及び損害金

１　以上により、被告会社は、平成１９年１０月１０日までの賃料及び同月１１日から明渡完了までの損害金（賃料の倍額）の支払義務を負担している。

２　しかし、被告会社は、平成１９年１０月１０までの賃料と同月１１日から平成２０年２月２９日までの賃料相当額を支払ったのみで、その余の支払をしていない。

３　被告会社は、本件賃貸借契約を解約した以上、速やかに被告を退去させて、本件建物を明け渡すべき義務を負担している。

また、被告は本件建物について、原告らのみならず被告会社からもその明渡しを求められているにもかかわらず、何らの占有権限もなく不法に本件建物を占拠しているものである。

そして、これは被告と被告会社の間の雇用問題に原因があるものと考えられ、被告らの本件建物の不法占拠は、被告についてはもとより、被告会社についても債務不履行であると同時に不法行為を構成するものである。

このような状況から、原告らとしては、本件建物の明渡し及び損害金の支払いを求めるためには弁護士に依頼せざるを得ず、その費用としては、金１００万円が相当である。

第５　明渡請求等

１　以上のとおり、本件賃貸借契約は解約により終了している。

しかし、被告会社は、現在も本件建物を被告に居住させて占有（間接占有）している。

よって、原告会社は被告会社に対して、本件賃貸借契約の終了に基づく目的物返還請求として、本件建物の明渡しを求める。

2　被告は、本件建物に居住することにより、本件建物を占有（直接占有）している。

被告と原告会社あるいは原告との間には一切の契約関係は存在しない。

よって、原告は、被告に対して、所有権に基づく返還請求として本件建物の明渡しを求める。

3　前述のとおり、被告会社は、本件賃貸借契約に基づき、原告会社に対して、平成１９年１０月１１日から明渡完了まで月額金５７万６０００円の割合による損害金（賃料の倍額）の支払義務を負担している。

被告会社は、平成１９年９月末日に金２８万８０００円を支払い、その後、本件賃貸借契約解約後は合計金１１５万２０００円を支払っている。

原告会社は、上記金員の内金９万２９０３円を平成１９年１０月１日乃至同月１０日の賃料に、内金３９万０１９４円を同月１１日乃至同月３１日の損害金に、内金５７万６０００円を同年１１月１日乃至同月３０日の損害金に、残額金３８万０９０３円を同年１２月１日以降の損害金に充当した。

よって、原告会社は被告会社に対して、平成１２年１２月１日乃至同月３１日の間の損害金残金１９万５０５７円及び平成２０年１月１日から本件建物の明渡済みまで一か月金５７万６０００円の割合による損害金の支払を求める。

4　被告は、何らの権限なく本件建物を不法に占拠しているものである。

よって、原告は、被告に対して、不法行為に基づく損害賠償として、平成１９年１０月１１日から本件建物の明渡済みまで、本件建物の賃料相当額である一か月金２８万８０００円の割合による金員の支払いを求める。

5　被告らの共同不法行為に基づく損害賠償として、本件建物の明渡等を求めるための弁護士費用である金１００万円及びこれに対する不法行為開始日である平成１９年１０月１１日から支払済みまで年５パーセントの割合による遅延損害金の支払いを求める。

以上

第３　証拠方法

甲１	全部事項証明書
甲２	賃貸借契約書
甲３	解約依頼書

第４　附属書類

１	資格証明書	２通
２	評価証明書	１通
３	登記事項証明書（成年後見）	１通
４	訴訟委任状	２通

物　件　目　録

不動産番号　０１０４００１１５９４１１

所　　在　港区赤坂六丁目　１０２７番地、１０２８番地、１０２９番地、
　　１０３０番地

家屋番号　１０２７番の２

種　　類　共同住宅

構　　造　鉄筋コンクリート造陸屋根地下１階付３階建

床面積　１階　１７１・７６平方メートル

　　２階　１６４・２８平方メートル

　　３階　１８４・９６平方メートル

　　地下１階　９６・７７平方メートル

の２階２０１号室（４２・４２平方メートル）

平成２０年（ワ）第１６６４３号

原告　　株式会社ＭＡＫＫＳ　外１名

被告　　ドイツ証券株式会社　外１名

平成２０年６月25日

原告両名訴訟代理人

弁　護　士　　金　　森　　浩　　児

東京地方裁判所民事第３７部　　御中

訴状訂正申立書

１　原告島﨑美保子の登記事項証明書上の住所

〒１０７－００５２　　東京都港区赤坂六丁目１３番５号

以上

送達場所等の届出について

各　位

東京地方裁判所民事第３７部

この訴訟において，今後あなたが書類の送達を受ける場所等を同封の「送達場所等の届出」用紙に記載して，当部あて届け出てください。

送達場所等の届出があった場合には，以後，この訴訟に関する裁判所からのすべての書類はその届出場所にあてて発送されます。

なお，一度届け出た場所を変更する場合には，同様の書面で，変更の届出を行ってください。送達場所等の変更を届け出ない限り，旧住所にあてて発送することになります。

注意書

1　同封の訴状は，原告の主張を記載した原告作成の書面ですから，そこに書いてあることが真実であるかどうかよく調べて，**答弁書**１通を裁判所に，１通を直接原告（弁護士が代理人として選任されている場合には，弁護士）あてに送ってください。答弁書には呼出状記載の**事件番号**と当事者の表示を明確に記載してください。

答弁書には，原告主張の一つ一つについて，認めるか認めないかを記載し，その他に主張があれば具体的に書いて下さい。

なお，期日までに答弁書を提出せず，また期日に出頭しないと，訴状に書いてあることを認めたものとして取り扱われ，**欠席のまま判決**ということになります。

2　裁判所は，証拠に基づいて裁判をします。あなたの主張を裏付けるような証拠書類がある場合には，その写しを裁判所及び原告に送るか，期日に原本と共に持参して下さい。**証拠の申出**が遅れたときには，その申し出を取り上げないことがあります。

3　**弁護士**に訴訟を委任しようとする場合には，一日も早く弁護士に相談し依頼されるようお勧めします。

なお，**地方裁判所では，弁護士でなければ，訴訟の代理はできません。**

4　病気その他やむを得ない事情で，期日に出頭できないときは，期日前に期日変更申請書にその理由を詳しく書き，医師の診断書その他の証明書を添えて裁判所に提出したときに，期日を変更することがあります。

しかし，単に商用，社用というようなことでは，期日変更の理由とはなりません。

5　裁判所に提出する答弁書その他の書類は，訴訟記録整理の都合上<u>Ａ４判横書き</u>で作成してください。（左側３cm程度は綴じ代のため記載しないでください。）

6　裁判所に事件について照会する場合や裁判所に出頭された場合は，必ず，**事件番号，係名，担当書記官名**を述べて下さい。

7　不明な点がありましたら担当書記官<u>　吉　田　知恵子　</u>までご連絡ください。

TEL　０３－３５８１－５８３７(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)　内線３６７６番

事件番号　平成　　年（　）第　　号
原　告
被　告

送達場所等の届出

平成　　年　　月　　日

東京地方裁判所民事第３７部ろＡ係　御中

氏名　　印

送達場所	郵便番号（　　－　　） 住　　所 （　　）方 電話番号（　　－　　－　　）
あなたと送達場所との関係 ※数字を○で囲んでください。	１住　所 ２勤務先 ３その他（　　） ※「３その他」の場合は，関係を具体的に記載してください。
送達受取人	※あなたと送達場所との関係が「３その他」の場合のみ記載してください。

庁舎案内図

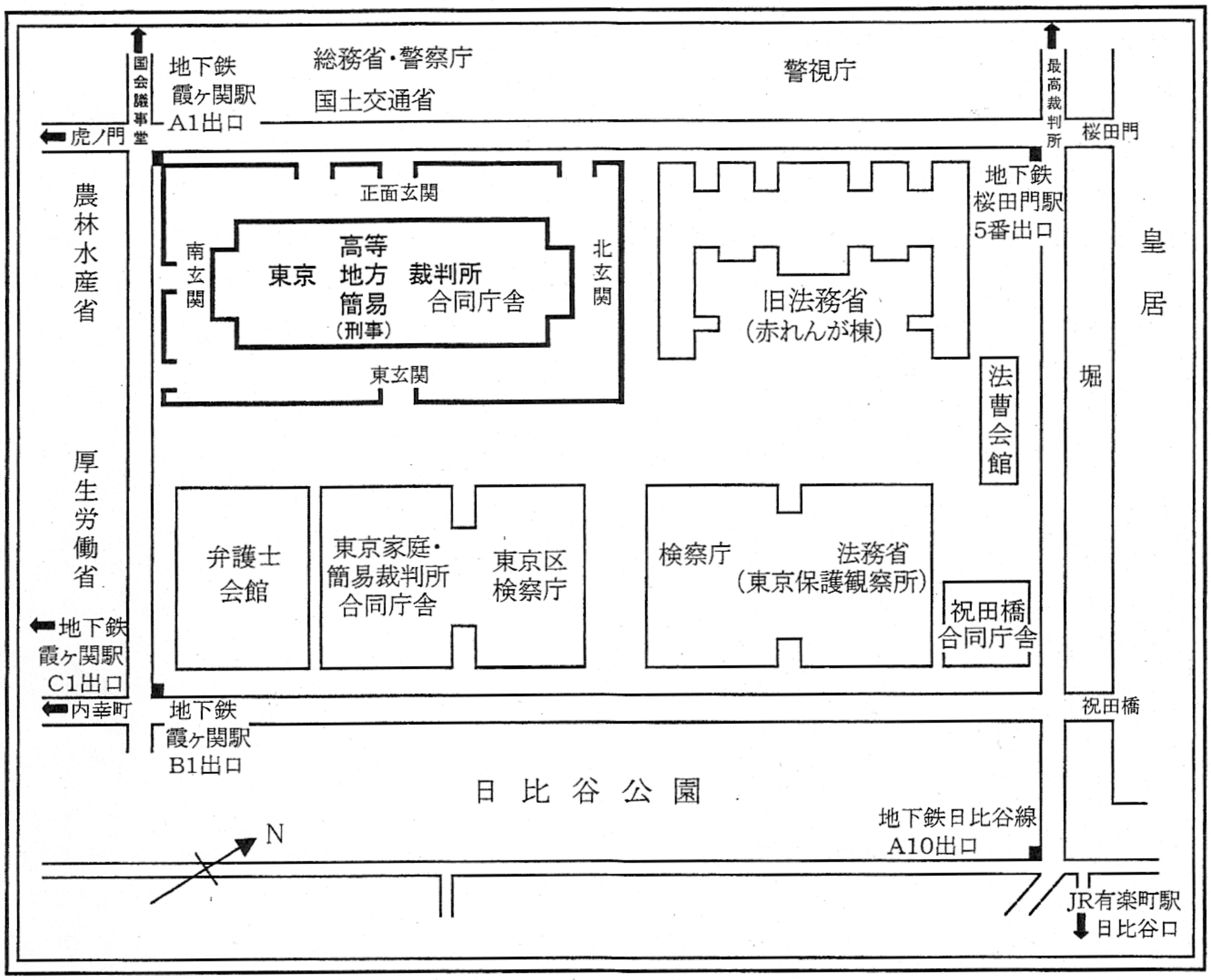

◎　あなたの行く法廷は　5　階　513　号法廷です。

〔最寄駅〕	地下鉄	丸ノ内線	霞ヶ関駅（Ａ１出口）１分
		日比谷線	霞ヶ関駅（Ａ１出口）１分
		千代田線	霞ヶ関駅（Ｃ１出口）８分
		有楽町線	桜田門駅（５番出口）３分
		都営三田線	日比谷駅（Ａ10出口）13分
	Ｊ　Ｒ	山手線・京浜東北線	有楽町駅（日比谷口）18分

東京地方裁判所民事第３７部

〒100-8920　東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

☎03(3581)5837（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）　担当　吉　田　知恵子

正面玄関以外は都合により閉鎖される場合がありますので御注意ください。
当庁の駐車施設は狭あいでかつ閉鎖されることもありますので，車による来庁は御遠慮ください。

乙第五二号証の一

(2)

Daiki Kajino/db/dbcom
2007/05/09 19:19

To Tomohiko Kimura/Tokyo/DBJapan/DeuBa@DBAPAC
cc
bcc
Subject Fw: Staff - Privileged & Confidential

Kimura-san

As we discussed in this morning, I explained the current situation to Murakami-san in HR.
After that, I arranged conference call with Sunil Madan and it is already fixed on tomorrow at 17:00 (Tokyo Time).
Murakami-san and I will have a conference call with him and ask him about our concerns.
If you need to join it, please let me know.

As to investigation of Frank's e-mail for Pipeline issue, I will start it as soon as I obtain Mitch's approval.

Regards,

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
Daiki Kajino (梶野 大毅)
Compliance Department
Deutsche Bank AG, Tokyo Branch
Tel : +81-3-5156-7738
Fax: +81-3-5156-6006
daiki.kajino@db.com
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

------ Forwarded by Daiki Kajino/db/dbcom on 2007/05/09 19:13 -----

(1)

Mark Grolman/Sydney/DBAustralia/DeuBa@DBAPAC
2007/05/09 19:09

To "Dick Walker" <richard.h.walker@db.com>, janice.reznick@db.com, rachel.blanshard@db.com, jiana.leung@db.com, "Kiyoshi Murakami" <kiyoshi.murakami@db.com>, "Andrew Hume" <andrew.hume@db.com>, "Daiki Kajino" <daiki.kajino@db.com>, "Mr. Tomohiko (Tom) Kimura" <tomohiko.kimura@db.com>
cc
Subject Staff - Privileged & Confidential

PRIVILEGED & CONFIDENTIAL

Below are draft notes of the interview I had with Frank Forelle yesterday.

NEXT STEPS

I suggest for your condsideration that the next steps should be:

(a) we interview Sunil Madan. Tom Kimura has agreed to do that by telephone as soon as possible this week;

(b) when Deepak Moorjani returns to Tokyo from the US next week, we press him again to produce all evidence he has of any alleged violations or wrongdoing. In the two weeks since he was interviewed he has not produced any evidence;

(c) agree a letter to Mr Moorjani in response to his letter. I suggest that this letter be signed by David Hatt as President and CEO of DSI (the employer of Mr Moorjani). David Hatt has been briefed on this matter. I will draft the response letter for your review. Once agreed, that letter should be delivered to Mr Moorjani.

I also propose giving the draft notes of meeting to Frank Forelle to check for accuracy.